

令和8年度栃木県地域職業訓練実施計画

令和8年2月18日

令和8年3月19日変更

栃木労働局

栃木県

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部

1 総説

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、栃木県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、栃木労働局、公共職業安定所、栃木県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部（以下、「J E E D」という。）等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

栃木県内における雇用失業情勢は、足下の令和7年12月有効求人倍率（季節調整値）が1.13倍となり、前月より0.01ポイント上回るも、持ち直しの動きに足踏みが見られ、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。一方、生産年齢人口の減少に伴って人手不足感が深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要となっており、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

加えて、デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革を受けて、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。あわせて、企業規模等によってはDX等の進化への対応に遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、訓練機会の確保・拡充等を通じた一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は在職者訓練を通じた雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

(2) 令和7年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和7年度の新規求職者は令和7年11月末現在で50,765人（前年同期比97.5%）であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者は令和7年11月末現在で24,861人（前年同期比98.0%）であった。

令和7年度の職業訓練の受講者数は以下のとおりである。

〈令和7年4月～12月〉

訓練コース・実施機関		受講者数	前年同期比
離職者訓練	施設内訓練	J E E D	385名 2.7%
		栃木県	62名 5.1%
	委託訓練	栃木県	807名 4.0%
在職者訓練		J E E D	1,935名 13.1%
		栃木県	837名 ▲5.1%
学卒者訓練		J E E D	408名 ▲2.4%
		栃木県	194名 ▲14.2%
求職者支援訓練		基礎コース	138名 4.5%
		実践コース	283名 ▲23.9%

3 令和8年度の公的職業訓練の実施方針

・令和6年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 訓練コースへの応募倍率は低い、就職率が高い分野（「介護・医療・福祉分野」）があること
- ② 訓練コースへの応募倍率は高い、就職率が低い分野（「デザイン分野」）があること
- ③ 求職者支援訓練のうち基礎コースは令和6年度計画では認定コース数の25%程度としていたが、実績は27.1%であること
- ④ デジタル人材が質・量ともに不足、都市圏偏在が課題であること
- ⑤ 令和7年度ワーキンググループによる公的職業訓練効果の把握・検証結果から、就職に向けた意識の向上や企業において求められる実践的な知識や技術の習得が必要

といった課題がみられた。

・これらの課題の解消を目指し、令和8年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① について：
介護・医療・福祉分野について、応募が少なく中止するコースを減らすため、応募・受講しやすい募集日程や訓練日程を設定し、介護職等の仕事や訓練に関する理解促進のため、未経験者の興味を喚起するよう、効果的な周知広報を図り、受講勧奨を強化する。
- ② について：
就職率向上に向け、本人の職業能力や求職条件を踏まえた適切な職業相談、訓練のあっせんを行う。また、求人ニーズに即した効果的な訓練内容であるか検討をした上実施するとともに、ミスマッチ低減のため訓練説明会や見学会に参加できる機会を設ける。さらに、訓練窓口職員のITリテラシーの更なる向上を図る。あわせて、訓練修了者のスキルが活用できる求人等の確保の推進や、eラーニング等のオンラインを活用した訓練を受講する求職者への適切な情報提供、就職に向けた意識付けとともに、就職支援の充実を図る。
- ③ について：

基礎コースについては、社会人スキルと基礎的能力を習得する重要性を考慮しつつ、実態を踏まえた計画を引き続き策定する。

④ について：

職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、受講者のレベルごとに訓練コースを設定するほか、課題制作や資格取得等、就職後に実践的に役立つ知識や技術の習得を強化する。

⑤ について：

委託訓練及び求職者支援訓練について、訓練コースのレベルを差別化し、訓練受講生の特性に合ったキャリアコンサルティングや、実践的な知識習得及び社会人基礎力を向上させるカリキュラム作成に取り組む。

なお、令和6年度より試行的に実施していた「非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した職業訓練」については、令和8年度より公共職業訓練として全国展開を図ることから、本実施計画にも当該事項を新たに盛り込むこととする。

その他、地域職業能力開発促進協議会に設置されているワーキンググループの訓練効果の検証結果等が訓練カリキュラム改善により資するよう、PDCAサイクルの仕組みについて見直しを検討する。

4 計画期間中の公的職業訓練の実施方針及び対象者数等

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）

① 施設内訓練に係る実施分野と規模

民間教育訓練機関では実施困難であるものづくり分野について実施し、ものづくり分野の求人状況を踏まえ、企業が求める技能・技術を習得させるための訓練を実施する。

ア 栃木県は、離職者を対象に、製造業において求められる多能工を目指し選択制を導入したコースなど 7 科、125 名の定員で実施し、訓練受講者の就職率 80% 以上を目指す。

※以下（ ）内は前年度の計画数

実施施設	科数	定員	訓練コース
県北産業技術専門校	4 (4)	70 名 (70 名)	セレクトスキル科 マルチスキル科 電気設備科 おもてなし観光科
県南産業技術専門校	3 (3)	55 名 (55 名)	セレクトスキル科 電気設備科 溶接板金科
合 計	7 (7)	125 名 (125 名)	

イ J E E D では、DX 等に対応した訓練科、子育て等を行っている方に向けたものづくり分野の短時間訓練科を積極的に実施し、訓練受講者の就職率 82.5% 以上を目指す。

実施施設	定員	訓練コース
ポリテクセンター栃木	548名 (548名)	CAD/CAM技術科 テクニカルオペレーション科 テクニカルオペレーション科 (日本版デュアルシステム) テクニカルメタルワーク科 電気設備技術科 組込みマイコン技術科 ビル管理技術科 住宅リフォーム技術科 住宅点検科 スマート生産サポート科 (日本版デュアルシステム)

② 委託訓練に係る実施分野と規模

地域の求人・求職ニーズに応じた、離職者の就職促進に資する訓練科目を設定する。

- ・栃木県は民間教育訓練機関等に委託する訓練を、栃木県全域で 78 コース 869 名の訓練定員で実施し、訓練受講者の就職率 75%以上を目指す。

【長期コース】

訓練分野	コース数	定員
介護福祉士科	7 (9)	17名 (18名)
保育士科	5 (9)	17名 (16名)
栄養士科	2 (2)	9名 (8名)
情報処理科	4 (5)	8名 (10名)
准看護師科	6 (5)	13名 (13名)
総計	24 (30)	64名 (65名)

【短期コース】

訓練分野	コース数	定員
介護系分野	11 (15)	165名 (225名)
医療系分野	7 (7)	105名 (105名)
事務系分野	26 (25)	385名 (375名)
情報系分野	9 (11)	135名 (165名)
(うち、IT 資格コース)	2 (2)	30名 (30名)
(うち WEB デザイン)	7 (8)	105名 (120名)
その他の分野	1 (2)	15名 (30名)

計	54 (60)	805名 (900名)
---	---------	-------------

(うち、託児付き訓練7コース)

③ 職業訓練の内容等

- ・国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。
- ・委託訓練については、2年連続で目標の就職率(75%)を達成していないことにかんがみ、ハローワークへの来所等を促して就職支援を行う取組の強化を検討する。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を設定し、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を行う。
- ・IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、職業訓練の受講により習得できるスキル(資格など)の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携し、就職を支援する。
- ・育児中の方が訓練を受講できるよう、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。
- ・J E E Dと連携し、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関連する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

(2) 求職者支援訓練

非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けないことのできない者に対する雇用のセーフティネットの機能が果たせるよう訓練機会を提供する。

① 対象者数及び目標

- ・認定訓練規模916名(916名)を上限とする。
- ・目標については、雇用保険適用就職率は、基礎コースで60%以上、実践コースで63%以上を目指す。

コース		訓練認定規模	
基礎コース (25.0%)		230名 (230名)	
	(うち、地域ニーズ枠)	40名 (40名)	
実践コース (75.0%)		686名 (686名)	
	介護系	75名 (75名)	
	医療事務系	45名 (45名)	
	デジタル系		196名 (196名)
		(うち、IT分野)	60名 (55名)
	(うち、WEBデザイン)	136名 (141名)	
	営業・販売・事務系	280名 (280名)	
	その他の分野	30名 (30名)	
地域ニーズ枠	60名 (60名)		

② 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項

- ・ 訓練内容としては、社会人スキルと基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、訓練認定規模の割合は、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の25%

ロ 実践コース 訓練認定規模の75%

※実践コースのうち、介護系、医療事務系及びデジタル系の重点3分野の割合は、介護系10%程度、医療事務系5%程度、デジタル系30%程度を下限の目安として設定するとともに、eラーニングコースは原則として10%を上限の目安とする。

- ・ 地域ニーズ枠については、各地域の状況や工夫に応じて独自の訓練分野を設定することとし、訓練実績のない地域を優先としたコースを基礎コース、実践コースそれぞれ1コース以上設定する。

- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

イ 基礎コース 30%

ロ 実践コース 20%

- ・ 全ての労働人口がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を活用できるようにすることが重要であり、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められていることから、全ての訓練分野に係る訓練コースにおいて、デジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーの向上促進を図る。

- ・ 介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受

講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

- ・IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・育児中で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定（託児サービス付きコース等）にも努める。
- ・J E E Dと連携し、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに関連する施策について、民間教育訓練機関をはじめとする職業能力開発関係者に対する認知度の向上・普及の取組を推進する。

(注1) 求職者支援訓練は、栃木県地域職業訓練実施計画に則して、1か月ごとに認定する。(栃木県地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。) また、申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定する。

なお、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越分について、第4四半期においては、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定する。

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

(注2) 本計画において示した内容は、次に掲げる事項を除き、栃木県地域職業能力開発促進協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ 都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと

ロ 新規参入枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならないこと。ただし、地域ニーズ枠については、全て新規枠とすることを可能とすること。また、申請単位期間内で新規参入枠以外の設定数（以下、「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。

(3) 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすいオンラインを活用した公共職業訓練

① 対象者数

J E E D 1,500人(全国)

都道府県 300人(全国)

② 職業訓練の内容等

- ・全国展開に当たっては、オンラインを活用した手法によって、非正規雇用労働者等が、住んでいる地域に関係なく、自らの希望に応じた柔軟な日時や実施方法で

訓練を受講できるように進めていく。

- ・訓練内容や訓練ニーズ等について、全国展開後も受講生のニーズをアンケート等により収集・把握するとともに、受講勸奨、受講継続支援、広報については、好事例を収集、展開するなどにより、継続的な見直しを図っていく。
- ・修了率等に加え、訓練前後でどのような行動・意識の変容があったか、訓練成果が仕事で役立っているか等の受講生の評価を収集していくことで、今後の成果指標について検討する。また、訓練修了後一定期間経過時点の受講生の状況についても、アンケートにより把握する。

(4) 公共職業訓練（在職者訓練）

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させるための適切かつ効果的な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

- ① 栃木県が実施する訓練においては、「技能向上コース」は、仕事に必要な専門知識の習得や技能向上、各種資格取得を目的とし、「管理監督者コース」は、管理職に必要とされる心構えや職務遂行能力向上を目的に実施する。

実施施設	技能向上コース	管理監督者コース
県央産業技術専門校	425名 (415名)	30名 (30名)
県北産業技術専門校	320名 (320名)	10名 (10名)
県南産業技術専門校	280名 (275名)	10名 (10名)
総 計	1,025名 (1,010名)	50名 (50名)

- ② J E E Dが実施する訓練では、産業の基盤を支える高度な職業能力を有する人材を育成するため、事業主のニーズに基づき真に高度な職業訓練を実施する。

実施主体	実施施設	実施規模
J E E D	ポリテクセンター栃木	670名 (670名)
	関東職業能力開発大学校	1,010名 (1,010名)
総 計		1,680名 (1,680名)

(5) 公共職業訓練（学卒者訓練）

産業の基盤を支える人材を養成するために、理論と技能・技術を結びつけた実学融合の教育訓練システムにより、最新の技能・技術に対応できる高度なものづくりを支える人材（高度実践技能者）を養成する。特に、D X等に対応した職業訓練コースを充実する。

- ① 栃木県は、県央産業技術専門校において、普通課程 2年制 7科 300名、1年制 1科 20名の訓練定員で実施する。

県央産業技術専門校	定員
機械技術科	60名(60名)
制御システム科	40名(40名)
自動車整備科	40名(40名)
建築設備科	40名(40名)
ITエンジニア科	40名(40名)
金属加工科	40名(40名)
電気工事科	20名(20名)
木造建築科	40名(40名)
合計	320名(320名)

- ② J E E Dは、関東職業能力開発大学校において、専門課程 2年制4科180名、応用課程 2年制4科200名の訓練定員で実施する。

関東職業能力開発大学校		定員
専門課程	生産技術科	50名(50名)
	電気エネルギー制御科	40名(40名)
	電子情報技術科	50名(55名)
	建築科	40名(40名)
応用課程	生産機械システム技術科	50名(50名)
	生産電気システム技術科	40名(40名)
	生産電子情報システム技術科	60名(60名)
	建築施工システム技術科	50名(50名)
合計		380名(385名)

(6) 公共職業訓練（障害者訓練）

- ・ 障害者委託訓練の設定については、就職に結びつきやすい実践能力習得訓練コースの設定を促進しつつ、委託元である栃木県が関係機関と連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者の雇用の経験の乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。障害者委託訓練のうち知識・技能習得訓練コース等において、障害を補うための職業訓練支援機器等を活用した場合、職場実習機会を付与した場合や就職した場合の経費の追加支給を活用するなど、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き訓練の質向上に向けた取組を推進する。なお、令和7年度より障害者委託訓練におけるP D C A 評価を本格実施している。当該P D C A評価では、就職率の上昇と計画数と実績の乖離の解消に取り組むものであり、当該評価を基に訓練を計画する。
- ・ 栃木県は、障害者の多様な就業ニーズに対応した委託訓練を、栃木県全域で3コース33名の訓練定員で実施し、訓練受講者の就職率55%以上を目指す。

訓練コース名	訓練期間	定員
知識・技能習得訓練コース	2ヶ月	10名(25名)
実践能力習得訓練コース	1～3ヶ月程度	18名(13名)
eラーニングコース	3ヶ月	5名(5名)
総計		33名(43名)

(7) 生産性向上支援訓練

J E E Dが実施する生産性向上支援訓練については、「生産性向上人材育成支援センター」が、専門的な知見やノウハウを持つ民間教育訓練機関等に委託し、デジタル人材や生産性向上の企業や事業主団体の課題やニーズに合わせて訓練を実施する。

実施主体	実施施設	実施規模
J E E D	生産性向上人材育成支援センター	920名(920名)

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取組等

(1) 関係機関の連携

栃木労働局、栃木県及びJ E E Dが公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練の訓練規模、分野、時期、地域等について一体的に調整を行うことで、訓練実施者を確保するとともに、適切な職業訓練機会の提供と受講生を確保する。

このため、令和8年度においても栃木県地域職業能力開発促進協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練を推進に資することとする。

(2) 公的職業訓練効果の把握・検証

栃木県地域職業能力開発促進協議会において、公的職業訓練効果検証ワーキンググループを設置し、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果の把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図る。

(3) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

公的職業訓練の受講者に対しては、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施する。

(4) 地域におけるリスクリングの推進に関する事業

地域に必要な人材確保（中小企業、農林水産、介護等）のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する、①「経営者等の意識改革・理解促進」、②「リスクリングの推進サポート等」、③「従業員の理解促進・リスクリング支援等」の事業を、地方単独事業として実施する。

なお、令和8年度に実施予定の地方単独事業は以下の（1）～（2）、地方単独事業以外で実施予定の事業は（3）のとおりである。事業の追加、変更等が生じた場合には、令和8年度に開催する栃木県地域職業能力開発促進協議会において報告を行うこととする。

(1) ITパスポート取得支援補助金

① 実施団体：宇都宮市

② 事業概要：市内中小企業の経営力強化や労働生産性の向上に向けて、社会人共通に求められるITリテラシーの向上を図るとともに、デジタルに関するリスクリングや自発的なデジタル化を推進するため、市内中小企業等が本市内で勤務する従業員及び役員を対象に、ITパスポート試験にかかる受験料を負担した額の一部を補助することで、本市内中小企業における人材育成を支援することを目的とする。

事業費：188千円〔@ 3,750円×想定50名〕

実施主体：宇都宮市経済部商工振興課

対象者：市内中小企業等

(2) 益子町次世代経営協議会

① 実施団体：益子町

② 事業概要：次世代の経営を担っていく若手経営人材に対し、経営理念や経営哲学の重要性、長期的視点に立った経営計画の立案等に資するセミナー及び優良企業視察等を通じて、経営者としての資質を高めることを目的とする

町内事業者に対して、経済動向や企業向けDXセミナー、先進企業視察研修を実施する。

事業費：990千円

実施主体：益子町次世代経営協議会

対象者：町内事業者

実施回数：セミナー4回、先進企業視察研修1回

(3) リスクリング実践支援、リスクリング講習

① 実施団体：栃木県

② 事業概要：県内企業の経営層や人事担当者等を対象に、リスクリングの導入方法や支援機関の取組等に関する情報提供を行うイベントや相談会を開催する。

県内企業の従業員を対象に、業務効率化やIoTの活用に関する対面での講習を開催する。また、オンライン講座のライセンスを一部負担金付きで提供する。

事業費：9,997千円

実施主体：栃木県産業労働観光部労働政策課

対象者：県内事業者、県内企業等の従業員

実施回数：イベント1回、相談会10社×3回、対面講習3回、
オンライン講習 上期・下期（約6か月間）各100ライセンス